

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月13日
【発行者の名称】	北海道歯科産業株式会社 (Hokkaido Shika Sangyo Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山田 哲哉
【本店の所在の場所】	札幌市白石区菊水上町二条四丁目36番77
【電話番号】	011-813-5556
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神谷 康弘
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	北海道歯科産業株式会社 https://www.hokusan-kk.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時にける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期中	第71期中	第72期中	第70期	第71期
会計期間	自2021年3月21日 至2021年9月20日	自2022年3月21日 至2022年9月20日	自2023年3月21日 至2023年9月20日	自2021年3月21日 至2022年3月20日	自2022年3月21日 至2023年3月20日
売上高 (千円)	2,392,799	2,287,133	2,285,834	4,780,790	4,607,241
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△5,308	27,004	17,363	35,178	70,100
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (千円)	△8,114	16,575	10,449	21,589	30,724
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
発行済株式総数 (株)	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
純資産額 (千円)	565,647	610,726	634,125	595,351	624,875
総資産額 (千円)	1,233,584	1,314,767	1,228,963	1,277,205	1,241,979
1株当たり純資産額 (円)	117.84	127.23	132.11	124.03	130.18
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	0.25 (—)	0.25 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	△1.69	3.45	2.18	4.50	6.40
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.9	46.5	51.6	46.6	50.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△42,074	△51,759	△12,767	6,252	71,593
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△24,261	△9,353	△20,710	△23,297	△19,499
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△12,729	△12,791	△12,539	△24,258	△24,131
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	116,175	80,032	135,881	153,936	181,899
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	58 [28]	55 [26]	59 [25]	55 [27]	58 [26]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、第70期、第71期中、第71期及び第72期中は潜在株式が存在しないため、第70期中は1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第71期の期首から適用しており、第71期中及び第71期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年9月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59 [25]	40.2	7.5	5,053

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
4. 当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染法上における位置づけが「5類感染症」へ移行されたことに伴い、個人消費やインバウンド需要の回復、企業の設備投資の増加など経済活動の正常化が進み、国内景気は穏やかな回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引締めに伴う景気の下振れ懸念、円安の進行を背景とした資源及び原材料価格の高騰等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、歯科関連業界におきましては、2023年4月～5月の歯科医療費が前年同期に比べ2.7%増となるなど、事業環境は緩やかな回復が見られました（厚生労働省ホームページ「最近の医療費の動向[概算医療費]-MEDIAS-令和5年度4月～5月」）。しかしながら、原材料価格の上昇による販売価格の見直しや、電気料金をはじめとした各種コストの高騰が重荷となっており、今後の経営環境は引き続き厳しい状況が予想されます。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限緩和を受けて対面形式のリアルセミナーを再開しました。また、オーラルケア関連市場の拡大を背景に、営業社員が歯科医師や歯科衛生士を対象に行う院内セミナーや歯科医院における窓口物販に関するコンサルティング活動の強化に取り組んだほか、歯科用器具の洗浄機や滅菌器などの小器械の販売強化に注力したことにより、主力の歯科材料や歯科器械の販売は堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社の当中間会計期間における売上高は2,285,834千円（前年同期比0.1%減）、営業利益は12,932千円（前年同期比34.4%減）、経常利益は17,363千円（前年同期比35.7%減）、中間純利益は10,449千円（前年同期比37.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して46,017千円減少し、135,881千円となりました。

当中間会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果使用した資金は12,767千円（前年同期は使用した資金51,759千円）となりました。この主な要因は、税引前中間純利益の計上17,363千円及び未収入金の減少19,177千円などの増加要因があった一方で、売上債権の増加23,600千円、棚卸資産の増加12,921千円及び前払費用の増加11,538千円などの減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は20,710千円（前年同期は使用した資金9,353千円）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出11,697千円及び保険の積立による支出5,059千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果使用した資金は12,539千円（前年同期は使用した資金12,791千円）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出5,000千円、社債の償還による支出5,000千円などによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は卸売販売事業を営んでいるため生産・受注の実績はありません。このため、仕入、販売実績のみを記載しております。

また、当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 仕入実績

項目	仕入高(千円)	前年同期比(%)
歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業	1,950,758	△0.7

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(2) 販売実績

当中間会計期間における販売領域ごとの販売実績を示すと、次のとおりであります。

販売領域	販売高(千円)	前年同期比(%)
歯科材料	852,006	△0.1
歯科器械	680,286	△9.2
歯科用金属	474,950	10.5
予防関連他	137,498	2.8
修理その他	141,093	16.2
合計	2,285,834	△0.1

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、2023年6月15日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下の説明をいたします。

J - Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。

当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）

についての書面による報告を受けた日)

- c 当社が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発

動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており

ます。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末における、資産、負債及び純資産の状況は、次の通りであります。

(資産の部)

当中間会計期間末における総資産は1,228,963千円（前事業年度末比13,015千円減少）となりました。流動資産は975,472千円（前事業年度末比22,571千円減少）となり、これは主に現金及び預金が46,015千円減少し、売掛金が23,324千円増加したことによるものです。固定資産は253,491千円（前事業年度末比9,555千円増加）となりました。これは主にソフトウェア仮勘定が11,235千円増加したことによるものです。

(負債の部)

当中間会計期間末における負債は594,838千円（前事業年度末比22,265千円減少）となりました。流動負債は505,797千円（前事業年度末比13,418千円減少）となり、これは主に未払金が5,941千円減少及び未払消費税等が5,208千円減少したことによるものです。固定負債は89,041千円（前事業年度末比8,846千円減少）となり、これは主に社債が5,000千円及び長期借入金が5,000千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産は634,125千円（前事業年度末比9,249千円増加）となりました。これは中間純利益の計上10,449千円及び配当金の支払1,200千円により利益剰余金が9,249千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年9月20日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年9月20日	—	4,800,000	—	24,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年9月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
山田 哲哉	札幌市中央区	1,248,100	26.00
高島 健二	札幌市南区	728,000	15.17
山田 美代子	北海道旭川市	371,000	7.73
山田 由美子	北海道旭川市	370,500	7.72
株式会社ヨシダ	東京都台東区上野7-6-9	366,000	7.63
日新デンタル株式会社	東京都台東区上野3-6-6	213,000	4.44
山田 理加	札幌市中央区	205,000	4.27
山田 理乃	札幌市中央区	205,000	4.27
三浦 康弘	札幌市西区	182,400	3.80
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	144,000	3.00
計	—	4,033,000	84.02

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,800,000	48,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,800,000	—	—
総株主の議決権	—	48,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2023年4月から9月において売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年3月21日から2023年9月20日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月20日)	当中間会計期間 (2023年9月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	381,986	335,970
受取手形	421	697
売掛金	447,160	470,485
商品	130,181	142,952
貯蔵品	2,066	2,217
前払費用	11,669	23,197
その他	24,736	140
貸倒引当金	△180	△188
流動資産合計	998,043	975,472
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	53,999	52,886
車両運搬具(純額)	562	279
工具、器具及び備品(純額)	9,522	10,101
土地	64,177	64,177
リース資産(純額)	8,710	7,492
有形固定資産合計	※ 136,972	※ 134,937
無形固定資産		
ソフトウェア	1,803	1,333
ソフトウェア仮勘定	12,918	24,153
無形固定資産合計	14,721	25,487
投資その他の資産		
投資有価証券	8,133	8,133
出資金	10	10
保証金	36,940	37,640
保険積立金	30,355	35,414
長期前払費用	286	1,034
繰延税金資産	13,471	7,790
その他	3,044	3,044
投資その他の資産合計	92,241	93,066
固定資産合計	243,935	253,491
資産合計	1,241,979	1,228,963

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月20日)	当中間会計期間 (2023年9月20日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	355,004	358,336
1年内償還予定の社債	60,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000
リース債務	2,679	2,388
未払金	38,720	32,779
未払費用	9,672	7,555
未払法人税等	542	1,214
未払消費税等	16,254	11,045
前受金	4,461	—
賞与引当金	16,438	16,665
その他	5,442	5,812
流動負債合計	519,215	505,797
固定負債		
社債	60,000	55,000
長期借入金	5,000	—
リース債務	6,784	5,736
退職給付引当金	26,103	28,304
固定負債合計	97,888	89,041
負債合計	617,103	594,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,000	24,000
利益剰余金		
利益準備金	8,000	8,000
その他利益剰余金		
別途積立金	199,000	199,000
繰越利益剰余金	393,875	403,125
利益剰余金合計	600,875	610,125
株主資本合計	624,875	634,125
純資産合計	624,875	634,125
負債純資産合計	1,241,979	1,228,963

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)	当中間会計期間 (自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)
売上高	※1 2,287,133	※1 2,285,834
売上原価	1,944,118	1,937,987
売上総利益	343,015	347,847
販売費及び一般管理費	※2 323,298	※2 334,914
営業利益	19,716	12,932
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	318	90
受取手数料	5,708	3,591
その他	1,686	978
営業外収益合計	7,715	4,663
営業外費用		
支払利息	92	30
社債利息	335	202
その他	0	—
営業外費用合計	427	232
経常利益	27,004	17,363
税引前中間純利益	27,004	17,363
法人税、住民税及び事業税	9,995	1,232
法人税等調整額	433	5,681
法人税等合計	10,429	6,914
中間純利益	16,575	10,449

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022年3月21日 至 2022年9月20日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	24,000	8,000	199,000	364,351	571,351	595,351	595,351
当中間期変動額							
剰余金の配当				△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
中間純利益				16,575	16,575	16,575	16,575
当中間期変動額合計	—	—	—	15,375	15,375	15,375	15,375
当中間期末残高	24,000	8,000	199,000	379,726	586,726	610,726	610,726

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	24,000	8,000	199,000	393,875	600,875	624,875	624,875
当中間期変動額							
剰余金の配当				△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
中間純利益				10,449	10,449	10,449	10,449
当中間期変動額合計	—	—	—	9,249	9,249	9,249	9,249
当中間期末残高	24,000	8,000	199,000	403,125	610,125	634,125	634,125

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自	2022年3月21日	(自	2023年3月21日
	至	2022年9月20日)	至	2023年9月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間純利益		27,004		17,363
減価償却費		5,970		5,756
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△173		8
賞与引当金の増減額 (△は減少)		93		227
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		1,634		2,201
受取利息及び受取配当金		△321		△93
支払利息及び社債利息		427		232
売上債権の増減額 (△は増加)		△77,963		△23,600
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△21,046		△12,921
前払費用の増減額 (△は増加)		△11,406		△11,538
未収入金の増減額 (△は増加)		7,694		19,177
仕入債務の増減額 (△は減少)		37,451		3,332
未払金の増減額 (△は減少)		△4,776		△5,479
前受金の増減額 (△は減少)		△6,945		△4,461
未払消費税等の増減額 (△は減少)		2,247		△5,208
その他		△274		△2,370
小計		△40,383		△17,373
利息及び配当金の受取額		321		93
利息の支払額		△422		△345
法人税等の支払額		△11,274		△560
法人税等の還付額		—		5,419
営業活動によるキャッシュ・フロー		△51,759		△12,767
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産等の取得による支出		△3,791		△3,251
無形固定資産等の取得による支出		△500		△11,697
保証金の差入による支出		—		△700
保険の積立による支出		△5,059		△5,059
その他		△1		△1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,353		△20,710
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		△5,000		△5,000
リース債務の返済による支出		△1,591		△1,339
社債の償還による支出		△5,000		△5,000
配当金の支払額		△1,200		△1,200
財務活動によるキャッシュ・フロー		△12,791		△12,539
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△73,904		△46,017
現金及び現金同等物の期首残高		153,936		181,899
現金及び現金同等物の中間期末残高	※	80,032	※	135,881

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以前に取得した建物（附属設備を除く）については旧定率法、2007年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び附属設備 8～50年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業を行っているため、商品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。一部の商品については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月20日)	当中間会計期間 (2023年9月20日)
有形固定資産の減価償却累計額	106,232千円	111,519千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約からの生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)	当中間会計期間 (自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)
有形固定資産	5,500千円	5,286千円
無形固定資産	470千円	470千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2022年3月21日 至 2022年9月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,800,000	—	—	4,800,000
合計	4,800,000	—	—	4,800,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月15日 定時株主総会	普通株式	1,200	0.25	2022年3月20日	2022年6月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,800,000	—	—	4,800,000
合計	4,800,000	—	—	4,800,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,200	0.25	2023年3月20日	2023年6月15日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)	当中間会計期間 (自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)
現金及び預金	280,118千円	335,970千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,085千円	△200,089千円
現金及び現金同等物	80,032千円	135,881千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本店における複合機（工具、器具及び備品）及び社用車（車両運搬具）であります。

②リース資産の減価償却費の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)を参照ください。）。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また「リース債務」については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 保証金	36,940	30,130	△6,809
資産計	36,940	30,130	△6,809
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	120,000	119,881	△118
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	15,000	14,962	△37
負債計	135,000	134,843	△155

当中間会計期間（2023年9月20日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 保証金	37,640	28,385	△9,254
資産計	37,640	28,385	△9,254
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	115,000	114,724	△275
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	10,000	9,979	△20
負債計	125,000	124,704	△295

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年3月20日)	当中間会計期間 (2023年9月20日)
非上場株式	8,133	8,133

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	—	30,130	—	30,130
資産計	—	30,130	—	30,130
社債（1年内償還予定を含む）	—	119,881	—	119,881
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	14,962	—	14,962
負債計	—	134,843	—	134,843

当中間会計期間（2023年9月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	—	28,385	—	28,385
資産計	—	28,385	—	28,385
社債（1年内償還予定を含む）	—	114,724	—	114,724
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	9,979	—	9,979
負債計	—	124,704	—	124,704

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保証金

保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（１年内償還予定を含む）及び長期借入金（１年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

当社が使用している事務所等については、不動産賃貸契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確ではないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
歯科材料	853,108	852,006
歯科器械	748,813	680,286
歯科用金属	429,955	474,950
予防関連他	133,803	137,498
修理その他	121,003	140,537
顧客との契約から生じる収益	2,286,683	2,285,278
その他の収益	450	556
外部顧客への売上高	2,287,133	2,285,834

(注) その他の収益は「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸料収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	507,815	447,160
顧客との契約から生じた債権 (中間期末(期末)残高)	447,160	470,485
契約負債 (期首残高)	6,945	4,461
契約負債 (中間期末(期末)残高)	4,461	—

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)

当社の報告セグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)

当社の報告セグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2022年3月21日 至 2022年9月20日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2022年3月21日 至 2022年9月20日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2022年3月21日 至 2022年9月20日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月20日)	当中間会計期間 (2023年9月20日)
1 株当たり純資産額	130.18円	132.11円

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年3月21日 至 2022年9月20日)	当中間会計期間 (自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)
1 株当たり中間純利益	3.45円	2.18円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	16,575	10,449
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	16,575	10,449
普通株式の期中平均株式数(株)	4,800,000	4,800,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月13日

北海道歯科産業株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

壺 俊介

指定社員
業務執行社員

公認会計士

北村 りみ子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北海道歯科産業株式会社の2023年3月21日から2024年3月20日までの第72期事業年度の中間会計期間（2023年3月21日から2023年9月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、北海道歯科産業株式会社の2023年9月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年3月21日から2023年9月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上